

宇治市のごみ減量に向けて

21世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子供たちへと引き継ぐ義務があります。循環型社会の形成に向けて、市では3R活動を推進しています。

目指せ、ごみ減量！3Rのすすめ

3Rを一人一人が実践することにより、ごみの減量、限りある資源やエネルギーの節約、地球温暖化などの環境への負担の低減といった効果があり、循環型社会づくりにつながるようになります。

3Rとは…

1. リデュース (Reduce) 発生をおさえる



必要な量を買う



エコバックを持参する



詰め替え製品を選ぶ

2. リユース (Reuse) 再使用する



修理やリフォームをして大切に使う



フリーマーケットを利用する



リサイクルショップを活用する

3. リサイクル (Recycle) 再生利用する



分別をする

再生品コーナー



リサイクル品を選ぶ

ごみは決められたルールを守って出しましょう!

●ごみは正しく分別して出しましょう

ごみの減量、資源の有効利用のために「家庭ごみ分別辞典」を使って、正しくごみを分別してください。正しく分別できていないごみは収集できません。※家庭ごみ分別辞典…P20



●ごみは市が指定するごみ袋で出しましょう

ごみは透明または白色半透明で中身がはっきり見える袋で出してください。白色以外の色つきの袋では、収集できませんのでご注意ください。

●ごみは決められた曜日に出しましょう

ごみを出す曜日は地域によって異なります。お住まいの地域の収集曜日を確認してごみを出してください。



●ごみは時間を守って出しましょう

もえるごみ		もえないごみ 資源ごみ (プラマーク、缶、びん、ペットボトル、古紙類)
午前の収集地域	午後の収集地域	
午前9時 までに	午後1時 までに	午前9時までに



●ごみの入れ過ぎに注意しましょう

ごみは片手で持てるくらいの重さまでをお願いしています。袋の口はしっかりと結んで出してください。

●迷惑駐車はやめてください

ごみ収集場所付近の道路に駐車車両があると、ごみを収集できないなど、収集作業に支障が出る場合があります。ごみ収集場所付近には車を停めないでください。



ごみの分け方・出し方を守らないとこんなことに!

●ごみが収集されない

正しく分別ができていないごみは、啓発シールを貼って置いていくことになります。出された方はいったん持ち帰り、正しく分別し直して次回の収集日に出してください。



●リサイクルができない

資源ごみは、正しく分別されていないとリサイクルできません。限りある資源を有効に使うため、分別へのご協力をお願いします。

●火災事故発生の原因に

中身の入ったライター、ボンベ缶などが他のごみに混ざっていると、収集車や処理施設での火災事故の原因になり、たいへん危険です。必ず使い切ってから、もえないごみの日にそれぞれ別の袋に入れて出してください。※正しい出し方は…P7



不法投棄は犯罪です!

ごみの不法投棄は、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げとなるもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると不法投棄の原因者は投棄したごみの撤去とともに、5年以下の懲役または、1,000万円（法人には3億円まで加重ができる）以下の罰金が科せられます。

不法投棄には、ごみ収集場所以外にごみを捨てるという行為のほかに、収集日以外に収集場所にごみを出す、事業活動から生じるごみを収集場所に出すという行為も含まれます。



市で収集できないもの・収集しないもの

●危険物及び処理困難物等

タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、危険物及び処理困難物（農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ）、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物（柱材・コンクリートがらなど）等は市では収集できません。購入店、専門業者等にご相談ください。

※コンクリートブロックは有料臨時ごみで収集できる場合もあります。



購入店・専門業者等が分からない場合の問い合わせ先

消火器（消火器リサイクル推進センター）…… TEL 03-5829-6773 FAX 03-5829-6774
ガスボンベ（京都府 LP ガス協会）…… TEL 075-314-6517 FAX 075-311-3067
カセットボンベ（カセットボンベお客様センター）…… TEL 0120-14-9996
バイク（二輪車リサイクルコールセンター）…… TEL 050-3000-0727

●事業活動に伴って生じたごみ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと定めています。各事業者は、事業活動に伴って生じたごみの適正処理をお願いします。

※事業活動に伴うとは、本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや、不可避免的に伴うものも含まれます。例えば、従業員が昼食時に排出するごみ（弁当容器や空き缶類など）も事業活動に伴って排出されたものとなります。



指定ごみ袋制度について

導入目的

- ・ごみ減量意識の向上
- ・分別の徹底によるさらなる資源化の促進
- ・排出方法の適正化と収集作業の安全確保

●市が指定するごみ袋とは

- お店で売っているごみ袋のほか、レジ袋など透明・白色の半透明で「中身のはっきり見える袋」です（基本は透明です）。
- 市が製造、販売する規格品ではありません。



透明 白色半透明で中身のはっきり見える袋

- 白色以外の色つきの半透明や、中身の見えない袋は使用できません。



●プライバシーに関わるごみは

- プライバシーに関わるもの（おむつ・下着・生理用品・台所ごみなど）については、中身の見えない内袋に包んで出すことができます。ただし、すべてのごみを中身の見えない内袋に包んで出すことはできません。



●袋に入らないごみは

- 剪定枝や粗大ごみなど袋に入らないごみは、ひもでくるなどして、そのまま出すことができますが、量や大きさには制限があります。



●その他...

- 口が開いていて中身が見える状態であったとしても、ダンボールや紙の米袋でごみを出すことはできません。ダンボールや紙の米袋は古紙回収に出してください。



分別しよう! 資源を有効に!

カップ麺



菓子箱



市販の弁当



アイスクリーム

